

## あわらし監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり公表する。

平成 30 年 6 月 18 日

あわらし監査委員 近 藤 茂

あわらし監査委員 向 山 信 博

### 記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象  
教育委員会 教育総務課（細呂木小学校、本荘小学校、芦原小学校）
- 3 監査の範囲  
平成 29 年度の財務に関する事務の執行及び施設の管理
- 4 監査の期間  
平成 30 年 5 月 21 日から平成 30 年 6 月 4 日まで
- 5 監査の方法  
財務に関する事務の執行及び施設の管理について、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置き、監査資料・関係書類及び帳簿等の提出を求め、監査委員事務局職員による資料等の確認、事前調査を実施するとともに、監査委員が学校関係職員から説明を聴取し質疑を行った。
- 6 監査の結果  
各学校における財務に関する事務の執行及び施設の管理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については改善、検討が望まれる。

なお、監査の過程で確認した軽微な事項については、その都度、指示・助言を行い、改善を促した。

### 【細呂木小学校】

#### 1. 徴収現金の適正な管理について

学級費等にかかる徴収金管理について、通帳から出金後、相手先への支払いまでに長期間が経過している事例が見受けられた。また支出における証拠書類となる領収書の保管に一部不備が見受けられた。今後は、たとえ金庫内であっても長期間現金を保管することは避け、計画的で適正な事務処理に努められたい。

#### 2. 児童への安全管理について

校内安全管理の中でも、特に不審者に備えた対策については、職員が目が届かない出入り口は常時施錠しておくなど、今後も十分な配慮を心がけたい。

#### 3. 薬品管理について

児童が誤って手に取ることをないように薬品庫は常時施錠しておくよう徹底されたい。

### 【本荘小学校】

#### 1. 徴収現金の適正な管理について

学級会計及びPTA会計にかかる出納管理について、収入漏れや支払い忘れがないよう各帳票や収支計算書の作成を徹底するよう改善されたい。

#### 2. 児童への安全管理について

職員玄関は常時施錠され来校者の確認が行われていたが、児童玄関については、放課後児童クラブ関係者や保護者が使用するという理由から、放課後以降の一定時間誰でも出入り可能な状態であった。児童の安全の為、不審者に備えた対策について、今一度検討されたい。

#### 3. 薬品管理について

残量を定期的に確認するとともに、管理簿の適正な整備を心がけたい。

## 【芦原小学校】

### 1. 徴収現金の適正な管理について

学級会計にかかる精算方法に一部不備が見受けられた。今後は適正な事務処理に努められたい。

P T A会計について、内容の詳細が確認できないまま支出が行われる事例が見受けられた。費用弁償など慣例での支出については、規約等を設け、年度ごとに統一された会計処理を行うよう改善されたい。また保護者への説明責任を果たす為にも、現金の入出金時には根拠となる書類を精査し、適正な事務処理に努められたい。

### 2. 通帳の管理について

通帳の保管について一部不備が見受けられた。今後は一定期間、適正に管理されたい。

### 3. 学校施設の維持管理・安全管理について

非常口付近には障害物を置かず常時使用できる状態にし、緊急時の避難経路の確保に努められたい。

また、校内の転落・転倒の危険がある箇所については、児童の安全確保への対策を講じられたい。